

環境・福祉委員会 活動報告書

平成28年9月30日

宇都宮商工会議所
会頭 北村光弘様

環境・福祉委員会
委員長 仲田俊夫

本委員会は、平成25年11月1日に開催された「平成25年度臨時議員総会」において設置が承認され、平成26年度から委員会が所管する事項について調査研究を進め、環境に関する報告書を平成27年6月5日に提出したところであります。

その後、福祉について調査研究をしてきましたが、平成28年10月31日をもって現委員の任期が終了することから、これまでの調査研究を報告するとともに、次期「環境・福祉委員会」に対して、引継事項としてまとめましたので、あわせてご報告いたします。

環境・福祉委員会 委員名簿

委員長	仲田俊夫	(仲田総業(株)代表取締役)
副委員長	増田武見	(環境整備(株)代表取締役)
委員	松本典文	(北関東産業(株)代表取締役)
委員	瓦井成	(光機材(株)代表取締役社長)
委員	佐瀬敦	((株)東武宇都宮百貨店取締役社長)
委員	藤本達也	(日本通運(株)宇都宮支店支店長)
委員	保坂正裕	(ブリヂストンタイヤ栃木販売(株)代表取締役社長)
委員	中島理	(ミュキ建設(株)代表取締役)
委員	須藤恭成	(元気寿司(株)専務取締役)
委員	野口和孝	(マ・マーマカロニ(株)取締役社長)
委員	堀内忠	(東京瓦斯(株)宇都宮支社支社長)
委員	森野良幸	((株)キガ代表取締役社長)
委員	横山幸子	(横山法律事務所所長)
委員	朝稲文江	((株)ステップワーク日光代表取締役社長)
委員	岡崎善胤	((株)不二ドライ代表取締役社長)
委員	善林隆充	((株)マルゼン代表取締役社長)
委員	平典子	((株)たいらや代表取締役社長)
委員	安齋幸	(トランセンス(株)代表取締役)
委員	金田秀壽	((株)ニッカネ代表取締役会長)
委員	小矢島重男	(宮ビルサービス(株)代表取締役)
委員	田村哲男	((株)田村忠設計事務所代表取締役)

以上21名

目 次

I	委員会開催経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	委員会の開催と内容	
	平成 27 年度	
	（1）第 2 回（平成 27 年 8 月 28 日（金））	
	（2）第 3 回（平成 27 年 10 月 27 日（火））	
	平成 28 年度	
	（1）第 1 回（平成 28 年 9 月 12 日（月））	
II	報告事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1	報告概要	
	（1）障がい福祉	
	（2）生活保護受給	
	（3）婚活支援事業	
	（4）その他	
III	引継事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5

I 委員会の開催経過

1 委員会の開催と内容

平成 26 年度第 1 回～第 3 回、平成 27 年度第 1 回はテーマが「環境」のため省略（別添「環境・福祉委員会平成 26 年度～27 年度活動報告書」のとおり）

平成 27 年度

(1) 第 2 回（平成 27 年 8 月 28 日（金）午前 10 時～11 時）

議題

- ア 環境・福祉委員会研究テーマ「福祉」について
- イ 今後の委員会活動について

内容

- ア 意見交換に基づき第 3 回は、次の 3 テーマについて関係機関の担当者を招き、話を聞くことにした。
 - (ア) 少子化問題に関連した婚活事業
(当所女性部主催「ハート&ハートのつどい」事業)
 - (イ) 障がい者雇用
 - (ウ) 生活保護受給者の実態等

(2) 第 3 回（平成 27 年 10 月 27 日（火）午前 10 時～正午）

議題

- ア 障がい者雇用について
宇都宮市障がい福祉課 課長 緒方 秀徳 氏
- イ 生活保護受給について
宇都宮市生活福祉課 第一課長 山口 哲明 氏
- ウ 婚活支援事業について
宇都宮商工会議所女性部 会長 福田 泰子 氏
- エ 質疑応答

内容

- ア 障がい者雇用、生活保護受給、婚活支援事業について、各関係機関の担当者から説明を受けた。

平成 28 年度

(1) 第 1 回 (平成 28 年 9 月 12 日 (月) 午後 3 時～)

議題

- ア 委員会研究テーマ「福祉」について
- イ 次期環境・福祉委員会への引継ぎ事項について
- ウ その他

内容

- ア 委員会研究テーマ「福祉」及び次期環境・福祉委員会への引継ぎ事項について、環境・福祉委員会 活動報告書 (案) に基づき事務局より説明した。

II 報告事項

1 報告概要

当委員会では、平成27年6月に環境分野に関する提言書を会頭に提出し、その後、福祉分野について取り組んだ。福祉分野については、保健医療、高齢者、障がい者、子育てなど範囲が幅広いため、地域経済の活性化の観点から、企業経営（就業、雇用等）に関係が深いテーマを絞って調査研究することになった。

まず当委員会では、福祉分野に関する現状の把握を目的に、「障がい福祉」（宇都宮市障がい福祉課）「生活保護福祉」（宇都宮市生活福祉課）「婚活支援事業」（当所女性部）の担当者を招き、説明を受けた。

説明概要は、次のとおりである。

(1) 障がい福祉（宇都宮市障がい福祉課）

- 障がい者とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」をいう。
- 宇都宮市の障がい者手帳の交付数は年々増加の傾向にあり、障がい者手帳所持者の本市人口に占める割合は、4.1%（平成27年度末）となっている。また、平成23年度から平成27年度の推移は、

知的障がい者	3,111人	→	3,707人	(+19.2%)
身体障がい者	14,165人	→	14,994人	(+5.9%)
精神障がい者	2,180人	→	3,021人	(+38.6%)

であり、特に精神障がい者は5年で約1.4倍と大きく伸びている。
- 一方、宇都宮市では、障がい者の増加に伴う就業機会の確保を政策課題として捉え、第4次宇都宮市障がい者福祉プランでは「就労支援の充実」を基本施策に位置づけ、「一般就労への支援の充実」と「福祉的就労への支援の充実」に取り組んでいるところである。特に、「福祉的就労」では平成29年までに工賃月額2万円を目標としており、これは、障害年金の月額8万1千円に上乘せすることにより、障がい者が地域で自立して暮らしていけるよう設定したところである。なお、平成27年度は、平均で15,413円となっている。
- さらに、「工賃向上等支援事業」や「障がい者就労施設等からの物品等の優先調達」、「ヘルプカードの作成・配布」などの障がい者への理解促進を図っているところである。

(2) 生活保護福祉（宇都宮市生活福祉課）

- 生活保護制度とは、「国が生活に困っている世帯に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自分自身の力で生活できるよう手助けすることを目的とする制度」である。宇都宮市の生活保護率は1.68%（平成27年度末）となっており、平成23年度から平成27年度の受給者の推移は、
8,212人 → 8,672人（+5.6%）
と増加傾向にある。
- そのため、宇都宮市では、生活保護はあくまで暮らしに困った間の保障であることから、就労準備支援事業や学習支援事業、就労訓練事業の推進などを通じ、一般就労への移行促進やフォローアップを実施している。また、生活保護には至っていない生活困窮者に対する自立支援制度として、自立相談支援機関を設置し、社会福祉協議会やハローワーク、保健所などの複数機関とのネットワークを形成しながら、生活困窮者の相談を受けている。
- 今後、宇都宮市としては、「包括的な支援」「個別的な支援」「継続的な支援」「早期的な支援」の4つの取り組みをトータル的に充実させていく。

(3) 婚活支援事業（当所女性部）

- 当所女性部は、全国商工会議所女性会連合会の政策委員会に加入し、子育て支援等について話し合っている。そのなかで、少子化対策として、特に婚活事業について女性部としてできることがないかという話になった。
- その流れの中で、平成20年度から当所女性部主催のお見合いパーティーを実施している。当初は、男性30人、女性30人で実施したが、時間がなく全員とは話せなかつたりするなど、うまくいかなかったこともあったため、適宜事業の見直しをしてきた。また、実際にマッチングしたら祝い品を出すなどの工夫をしてきた。
- 年々、参加者の集まりが悪くなってきたため、平成27年度は、宇都宮市主催の婚活事業と一緒に実施した。

(4) その他

- ・ 宇都宮市障がい福祉課では、平成27年度第3回委員会のときの意見交換がきっかけとなり、障がい者を雇用している企業の方と福祉施設の職員との意見交換会を実施した。参加者からは、「企業での障がい者の仕事の状況やフォロー状況が分かった」、「施設でどのような訓練等を行うことが就労する上で有効なのかが分かった」、また、「企業と施設のネットワークの輪が広がった」など、評判は上々であった。
- ・ また、平成18年10月に施行された障害者自立支援法に基づき、障がい者の自立支援や就労等を推進するための地域連携組織である「宇都宮障がい者自立支援協議会（就労支援部会）」に当委員会の仲田委員長が参画した。

以上の内容をもとに協議し、企業にとって障がい者への理解がないと雇用確保が難しいことなどがあがったことから、次の事項を引き継ぐことにした。

III 引継事項

- ・ 平成25年4月から企業における障がい者の法定雇用率が2.0%に引き上げられたが、平成27年全国平均は1.88%と未達成の状況である。障がい者の就労は、医療面や生活面、働く環境面等の多くの課題があるが、障がい者の就労意欲、潜在能力を導き出し、活躍の場所を与えてあげることが、企業としての社会的責任である。
- ・ 障がい者の就労に当たっては、行政、ハローワーク、各支援団体等との協力、連携が欠かせないが、企業にとって、法定雇用率の達成ばかりではなく、若者や女性の雇用促進と同様に、潜在成長率を高める上で積極的に取り組むべき課題である。そのためには、企業経営者や従業員全員が障がい者への理解促進を図り、企業価値の創造に繋げていくことが大切である。
- ・ そのようなことから、次期の環境・福祉委員会では、障がい者の就労支援をテーマとし、企業として、商工会議所として何ができるのか、何をすべきかについて調査研究し、具体的な提言や実施に結び付けられることを期待する。
- ・ なお、生活保護福祉や婚活支援事業については、その後に適宜、議論していただくことを願うものである。